

店舗外ATM1回あたりのお振込み限度額の変更について

～悪質な金融犯罪に対する被害防止策～

近年増加している振り込み詐欺被害からお客さまの大切なご預金をお守りするために、個人名義のキャッシュカードについて、店舗外ATMでの1回あたりのお振込み限度額を50万円にさせていただきます。

記

1. 対象ATM

山口銀行の店舗外ATM

※店舗外ATMとは、スーパー・病院等に設置している山口銀行の店舗併設以外のATMのことです。

※山口銀行の店舗併設ATM、他行のATMは対象外です。

2. 対象カード

(1) 個人名義のキャッシュカード（本人）

(2) 個人名義のキャッシュカード（代理人）

(3) ローンカード

(4) ワイエムカード

※法人カード、他行カードは対象外です。

3. 金融犯罪の被害防止について

当行では、お客さまの大切なご預金を金融犯罪からお守りするために、「振り込み詐欺」対策のほかに、ICキャッシュカードの発行、ATMでの「1日あたりのご利用限度額の減額」、「キャッシュカードの暗証番号変更」を可能とするなどの対策を実施しております。

今後も、お客さまの被害を未然に防ぐための対策に積極的に取組んでまいります。

以上